

令和6年度きもつき苑火葬炉設備熱交換器修繕（第5系列更新分）に係る一般競争入札の実施について

大隅肝属広域事務組合（以下「組合」という。）が発注する令和6年度きもつき苑火葬炉設備熱交換器修繕（第3系列更新分）に関し、下記のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

令和6年6月12日

大隅肝属広域事務組合  
管理者 中西 茂

記

1 入札に付する事項

- |          |                                |
|----------|--------------------------------|
| (1) 件名   | 令和6年度きもつき苑火葬炉設備熱交換器修繕（第5系列更新分） |
| (2) 内容   | 別紙「仕様書」のとおり                    |
| (3) 履行場所 | 鹿児島県鹿屋市下高隈町5999番地3             |
| (4) 履行期間 | 令和6年7月11日から令和7年3月20日まで         |

2 入札参加資格の要件

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 令第167条の4第2項各号に規定する事実があったと認められる者にあつては、その事実があった後3年が経過していること。
- (3) この公告の日から落札決定の日までの間において、本組合及び組合を構成する市町（鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町及び肝付町）から指名停止に関する規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 各構成市町のいずれかの入札参加資格を有している事業者であること。
- (5) 建設業法第3条に規定する「機械器具設置工事業」の許可を得ている事業者であること。
- (6) 熱交換器修繕を行った実績がある事業者であること。
- (7) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿屋警察署長に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員または、その支店等若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

(8) 納期が到来している市区町村税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

(9) この契約を的確に履行できる経営の規模及び状況にあると認められること。

### 3 入札参加の申請の方法及び時期等

#### (1) 申請の方法

所定の入札参加申込書に次に掲げる書類を添付して、直接又は郵便により提出するものとする。

ア 建設業法第3条に規定する「機械器具設置工事業」の許可証を提出するものとする。

イ 熱交換器修繕を行った契約書の写しを提出するものとする

#### (2) 受付期間 公告日から令和6年6月20日(木)まで

午前8時30分から午後5時15分まで

#### (3) 受付場所

〒893-1604

鹿屋市串良町下小原3893番地8

大隅肝属広域事務組合事務局

肝属地区清掃センター 環境衛生課

電話番号 0994-63-0168

FAX番号 0994-63-7714

#### (4) 入札参加に係る結果通知

令和6年6月21日(金)に入札参加資格確認通知書により通知する。

#### (5) 入札参加資格の有効期限

入札参加資格を取得した日から入札日までとする。

### 4 質疑応答

本入札に対する質問は文書により、次の受付場所に持参するか、郵送又はファックスにより行うものとする。

#### (1) 受付場所

前記3の(3)と同じ

#### (2) 受付及び回答期間

ア 入札参加資格に関すること。

質問受付 令和6年6月20日(木)まで

回答は即時回答

イ 仕様書等に関すること。

アと同じ

回答は、組合のホームページにおいて提示する。なお、回答については随時回答します。

- 5 現場説明  
なし
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
入札保証金は、大隅肝属広域事務組合契約規則第2条において例によるとされている鹿屋市契約規則第6条第3号の規定により免除する。
- (2) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上（ただし、大隅肝属広域事務組合契約規則第2条において例によるとされている鹿屋市契約規則第35条各号の規定に該当する場合は免除）
- 7 予定価格  
公表しない。
- 8 最低制限価格  
設定しない。
- 9 入札書の記載方法
- (1) 入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の日付は、入札（開札）日を記載すること。
- 10 入札方法（郵便入札）
- (1) 郵便による入札とし、持参その他の方法による入札書は原則、受け付けません。
- (2) 封筒は1件の入札につき1枚とします。なお、積算内訳書については、入札書と同封して送付すること。
- (3) 郵送方法は、郵便局から、一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法であらかじめ指定する日に到着するように、配達日指定郵便としなければならない。
- (4) 通常郵便による入札は無効とする。
- 【送付先】**  
大隅肝属広域事務組合事務局（肝属地区清掃センター内）  
〒893-1604  
鹿屋市串良町下小原3893番地8
- 【配達指定日】**  
令和6年7月4日（木）
- 【開札日（入札日）】**  
令和6年7月5日（金）午後1時30分  
※入札を辞退する場合は、開札日の前日まで（必着）に入札辞退届を直接又は郵便にて提出すること。
- 11 郵便入札用の封筒
- (1) 入札書を郵送する封筒は「郵便入札封筒様式例」によること。

- (2) 様式例に準じた形態ならば横書きや定形外封筒でも有効としますが、次の事項を必ず記載すること。
- ア 封筒表に「入札書等在中」と朱書きされていること。
  - イ 封筒裏に入札の「開札日」「発注件名」及び「差出人」が記載されていること。
- 12 入札の無効に関する事項
- 次の(1)から(15)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
  - (2) 同一事項について2通以上の入札書による入札
  - (3) 入札参加申込書を提出していない者が入札したもの
  - (4) 談合その他不正な行為があったと認められるもの
  - (5) 封筒が指定の日に指定の場所に到着しなかったもの
  - (6) 指定された郵便方法以外の方法で入札書を郵送したもの
  - (7) 郵送された封筒に指定された事項が記載されていないもの
  - (8) 郵送された封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるもの
  - (9) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
  - (10) 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札
  - (11) 記名押印のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
  - (12) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
  - (13) 積算内訳書の提示を求められた場合において、積算内訳書が同封されていないもの
  - (14) 入札書と内訳書の件名及び金額が相違するもの
  - (15) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 13 落札者の決定方法
- (1) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、当該入札者に代わり開札に立ち会う職員にくじを引かせることとし、落札者を決定する。
- 14 落札者がいない場合の措置
- 開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最低の価格を入札した者と協議を行い、随意契約によることができるものとする。
- 15 契約書の案の提出
- 落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約書の案を提出しなければならない。ただし、管理者がやむ得ない理由があると認めるときは、期日を延長することができる。
- 16 異議の申立て
- 入札した者は、入札後、公告文、仕様書、契約書(案)等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 17 その他
- 入札参加者は、本公告、仕様書等を熟読の上、入札をしなければならない。